

国空予管第450号
平成24年3月23日

地方航空局長 あて

航 空 局 長

低入札価格調査制度調査対象工事における前金払の縮減について

国土交通省航空局、東京航空局及び大阪航空局における工事請負契約の前金払については、「工事標準請負契約書について」（平成8年3月19日付け空経第212号）及び「工事請負契約書の運用基準について」（平成22年9月30日付け国空予管第584号）並びに「公共工事の代価の前金払について」（平成23年4月1日付け国官会第2596号。以下「前金通達」という。）等において規定しているところであるが、予算決算及び会計令第86条に規定する調査（以下「低入札価格調査」という。）を受けたものとの契約については、当分の間、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

また、本通達の措置の対象となった場合においても、中間前金払及び部分払は引き続き利用できるもので、その積極的な活用が図られるよう留意されたい。

なお、「低入札価格調査制度調査対象工事における前金払の縮減について」（平成15年4月24日付け国空経第55号）は、平成24年3月31日をもって廃止する。

記

1 工事請負契約書の取り扱い

低入札価格調査を受けた者との工事請負契約を締結する場合については、工事請負契約書を以下の様に取り扱うこととする。

- ① 第34条第1項中の「請負代金額の10分の〇以内」について、「請負代金額の10分の4以内」とするところを、この場合においては「請負代金額の10分の2以内」に読み替えるものとする。
- ② 第34条第5項中の「10分の〇」について、「10分の4」とするところを、この場合においては「10分の2」に、「10分の6」とするところを、この場

合においては「10分の4」に読み替えるものとする。

- ③ 第34条第6項及び第7項中の「10分の〇」について、「10分の5」とするところを、この場合においては「10分の3」に、「10分の6」とするところを、この場合においては「10分の4」に読み替えるものとする。

2 入札前の周知

入札説明書等において、低入札価格調査を受けた者との工事請負契約については工事請負契約書第34条第1項中の「請負代金額の10分の4以内」を「請負代金額の10分の2以内」とし、第5項、第6項及び第7項もこれに準じて前払金の割合を変更する旨を明記するものとする。

また、あわせて工事が進捗した場合の中間前金払及び部分払の請求を妨げるものではない旨を明記するものとする。

附則（平成24年3月23日 国空予管第450号）

- 1 この通達は、平成24年4月1日以降に入札手続を開始する工事契約から適用する。
- 2 前金通達は、各年度において、通知されるものであるため、改めて前金通達が通知された場合、当該通達が改正されるまでの間は、改めて通知される前金通達の内容により、当該通達の内容を読み替え、適用すること。